優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年七月二十四日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭から、特定借入れ及び特定社債の期限の到来した元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。（以下「優先出資償却減資」という。）、これらを分配することをその目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認め、決定する時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定した後六箇月以内に、初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその決定により、以後のⒶ当社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記七に定める金額と同額とする。）とする。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

優先資本金の額の減少において消却する優先出資はA号優先出資とし、減資消却可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数とする。

六、優先出資の消却の方法

減少の対象となる優先出資は全ての優先出資とする。但し、まずA号優先出資が優先して減少の対象となり、A号優先出資の全てを消却した後に、B号優先出資が減少の対象となる。

消却金額は一口につき金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下の通り計算されるものとする。

〈A号優先出資〉

$$\text{減資消却可能額（円）} \times \frac{\text{各A号優先出資社員の保有口数}}{\text{A号優先出資の発行済総口数}} = \text{各A号優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）}$$

50,000（円）

〈B号優先出資〉

$$\text{減資消却可能額（円）} \times \frac{\text{各B号優先出資社員の保有口数}}{\text{B号優先出資の発行済総口数}} = \text{各B号優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）}$$

50,000（円）

なお、B号優先出資の数式における「減資消却可能額（円）」は、A号優先出資の全てを消却した後の金額とする。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法

消却の対象となる優先出資の口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十七年七月九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

東静岡15街区デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

正誤

ページ	段	行	誤	正
七四	下	一一	第二号様式	第三号様式
〃	〃	二	第２号様式	第３号様式

平成二十七年一月三十日（号外第二十一号）公布国土交通省令第六号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）

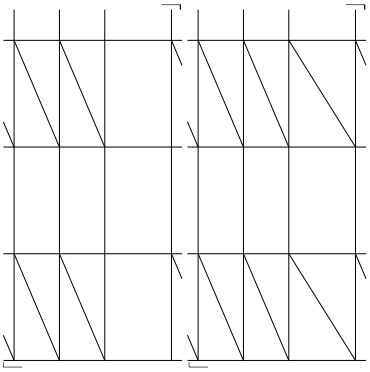
（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
七〇	下	三	第四条第三項	第四条第四項
八四	〃	終りから一一		

平成二十七年三月二十六日（号外第六十八号）金融庁・財務省・経済産業省告示第五号（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七〇ページ下段様式中国際様式の該当番号3の「

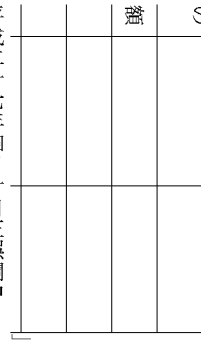


」は、七三ページ上段、七七ページ上段、八〇ページ上段及び八三ページ下段の様式中国際様式の該当番号78中「採用行において、」は「を採用した場合において、」の誤り。

平成二十七年三月二十六日（号外第六十八号）金融庁・厚生労働省告示第一号（労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件）

（原稿誤り）

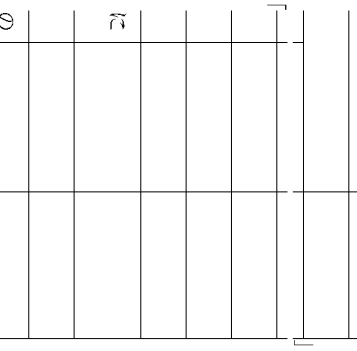
九〇ページ下段及び九二ページ下段から九三ページ上段のリスク・アセット等(3)の様式中



は

の誤り。

九二ページ下段様式中



は



の誤り。

平成二十七年四月十日正誤欄中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三二	四	終りから九	第二号様式	第三号様式

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月九日付第一五四号九六　十三日付参会第一六号五六

ページ●同日付政府調達第一二八号一六ページ●五月　ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）